

事務連絡

平成28年3月15日

地方厚生（支）局 医療課 様

厚生労働省保険局医療課

特定機能病院に係る対応窓口設置状況の報告について（依頼）

今般、「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の実施上の留意事項及び申出等の取扱いについて」（平成28年3月4日付け医政発0304第3号、薬生発0304第1号、保発0304第18号）第4の2において、特定機能病院における患者申出療養の対応窓口について定めたところですが、患者への情報提供の観点から、対応窓口の設置状況の報告をお願いいたします。

については、貴管下の特定機能病院に対し、別紙及び別添報告様式を用いて対応をお願いするとともに、その結果について報告するよう周知の程よろしくお願いいたします。

なお、患者申出療養の対応窓口の設置状況については、特定機能病院から地方厚生（支）局には平成28年4月14日（木）までに報告することとし、地方厚生（支）局から保険局医療課には平成28年4月21日（木）までに報告をお願いいたします。

（問い合わせ先）

厚生労働省保険局医療課

代表： 03-5253-1111（内線：3276、3289）

平成28年〇月〇〇日

特定機能病院各位

厚生労働省保険局医療課

特定機能病院に係る対応窓口設置状況の報告について（依頼）

患者申出療養については、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により、患者の申出を起点とする新たな保険外併用療養費制度として定められたところです。

今般、「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の実施上の留意事項及び申出等の取扱いについて」（平成28年3月4日付け医政発0304第3号、薬生発0304第1号、保発0304第18号）第4の2において、特定機能病院における患者申出療養の対応窓口について定めたところですが、患者への情報提供の観点から、下記のとおり対応窓口の設置状況の報告をお願いいたします。

なお、報告を受けた対応窓口の設置状況については、厚生労働省ホームページにおいて、「特定機能病院における相談窓口設置状況（仮称）」として掲載すると予定としているため、あらかじめ御了知ください。

記

貴病院における患者申出療養の対応窓口の設置状況について、平成28年4月14日までに地方厚生（支）局に報告すること。

報告方法については、別添報告様式を用いて郵送にて報告すること。また、設置状況について変更があった場合は速やかに報告を行うこと。

